

平成27年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成27年9月9日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	河野 龍二	委員	西岡 克之
副委員長	分部 和弘	委員	吉岡 清彦
委員	浦川 圭一	委員	竹中 悟
委員	饗庭 敦子		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 中山 庄治

説明のため出席した者

水道局長 古賀 洋

水道局理事 道端 和彦

(水道課)

課長 吉田 邦彦 課長補佐 堀池 英二

係長 小川 貴弘 係長 高橋 庸輔

(下水道課)

課長補佐 江頭 幹夫 課長補佐 山崎 禎三

課長補佐 原口 哲也 主事 藤野 亮

本日の委員会に付した案件

議案第 60号 平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

議案第 61号 平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開会 9時26分

閉会 14時35分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成27年度、第3回定例会本会議におきまして、本常任会に付託を受けました議案第60号、平成26年度長与町水道事業余剰金の処分及び決算認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

はい、古賀水道局長。

○水道局長（古賀洋君）

それでは、水道局所管の2議案につきまして御審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

まず1点目の、議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、水道課長以下、関係職員より御説明いたします。

○水道課長（吉田邦彦君）

はい、委員長。

○委員長（河野龍二委員）

はい、吉田水道課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

それでは、御説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額7億7,528万9,000円に対し、決算額は、7億8,955万883円となり、1,426万1,883円の増収となっております。

これは、営業収益のうち、その他営業収益の増が主なものでございます。

支出におきましては、予算額7億4,656万1,000円に対し、決算額は6億6,441万9,259円となり、不用額が、8,214万1,741円となっております。

これは、維持管理経費、人件費等の減額が主なものでございます。

3、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額7,886万円に対し決算額は、5,479万8,440円となり、2,406万1,560円の減収となっております。

これは、負担金の減によるものでございます。

支出におきましては、予算額4億8,118万7,000円に対し、決算額は3億9,753万3,974円となり、5,657万3,026円の不用額となっております。

これは建設改良費の減額が主なものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額、3億4,273万5,534円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,704万2,816円、当年度分、消

費税及び地方消費税資本的収支調整額1,170万6,617円、過年度分損益勘定留保資金1億1,610万3,016円、当年度分損益勘定留保資金4,442万1,571円、減債積立金1億5,346万1,514円で補てんをいたしております。

たな卸資産購入限度額の執行額は、367万8,254円でございます。

5ページをお開き願います。

ここに計上しております損益計算書は、税抜き計算となっております。

営業収支におきましては、8,989万4,031円の営業利益となり、営業外収支におきましても、4,625万5,774円の利益となりました。

その結果、経常収支におきましては、1億3,614万9,805円の経常利益となっております。

また、特別収支におきましては、2,258万4,844円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は、1億1,356万4,961円でございます。

それに前年度繰越利益剰余金465円、及びその他未処分利益剰余金変動額1億5,346万1,510円を加え、当年度未処分利益剰余金は、2億6,702万6,940円でございます。

剰余金未処分計算書案につきましては、未処分利益剰余金、処分額として、資本金への組入れに、1億5,346万1,514円、減債積立金に1億1,356万5,000円を積み立てる予定であり、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものでございます。

これにより、翌年度繰越利益剰余金は426円でございます。

6ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書におきましては、当年度資金減少額は、8,262万6,532円となり、当年度資金期末残高は6億2,907万4,704円でございます。

7、8ページをお開き願います。

剰余金計算書の前年度未残高欄は、25年度末残高であり、前年度未処分額欄は、25年度末未処分利益剰余金1億3,878万5,465円のうち、剰余金処分として減債積立金に1億3,878万5,000円積み立てた金額であり、処分後残高欄は、剰余金処分後の25年度末残高でございます。

当年度変動額は、新会計制度適用に伴う変動額、26年において補てん財源として減債積立金を取り崩した額、及び当年度純利益であり、当年度末残高欄は26年度末残高でございます。

9、10ページをお開き願います。

ここには貸借対照表を記載しております。

資産の部ですが、固定資産は有形無形固定資産合計で、52億4,572万3,057円、流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品、前払費用、前払金合計で7億168万8,624円。

このうち、前払費用は平成26年度分として、日本水道協会へ支払った水道メーター検針員及び水道管等の賠償責任にかかる保険料でございます。

資産合計が59億4,741万1,681円となっております。

負債の部ですが、固定負債は企業債、引当金で8億3,515万6,800円。

流動負債は、企業債、未払金、前受金、引当金、その他流動負債合計で2億5,233万3,242円。

国の収益は、長期前受金で18億4,159万7,993円。

これらを合わせて負債合計が、29億2,908万8,035円となっております。

資本の部ですが、資本金は21億8,075万1,467円。

剰余金は資本剰余金、利益剰余金、合計で8億3,757万2,179円。

これらを合わせて資本合計が30億1,832万3,646円となっております。

負債資本合計は59億4,741万1,681円となり、資産合計と一致しております。

続きまして、決算附属書類につきまして、御説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

事業報告でございますが、1概況につきまして、(1)総括事項を記載しております。

(2)議会議決事項は、25年度剰余金の処分及び決算認定長崎県南部広域水道企業団の解散について、長崎県南部広域水道事業の解散に伴う財産処分について、長崎県南部広域水道企業団の規約の変更について、給水条例の一部を改正する条例、26年度補正予算第1号、第2号、27年度予算の8件でございます。

(3)職員に関する事項につきましては、水道課職員、局長を含め、14名でございます。

(4)その他の重要事項ですが、他会計負担金の用途の特定として一般会計から消火栓維持管理費176万円は全額、職員給与費に充当いたしました。

次に、2工事(1)改良工事の概況ですが、主な工事6件を記載しております。

15、16ページをお開き願います。

3業務(1)業務量、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項について、25年度決算との比較で記載しております。

金額については、税抜きでございます。

4会計(1)需要契約の要旨では、先ほどの改良工事の概況と同じ6件を記載しております。

17から19ページをお開き願います。

ここには、収益費用明細書を記載しております。

金額は税抜きでございます。

水道事業収益、営業収益6億6,287万8,557円、上水道給水収益、水道料金6億1,838万8,119円、給水人口3万8,259人、給水戸数1万5,318戸、配水量354万700立方メートル、有収水量327万6,808立方メートル、自由ヶ

丘団地簡易水道収益水道料金330万3,255円、給水人口229人、給水戸数105戸、配水量1万9,481立方メートル、有収水量1万9,067立方メートル、道ノ尾温泉団地簡易水道収益、水道料金330万2,625円、給水人口237人、給水戸数104戸、配水量2万726立方メートル、有収水量1万8,755立方メートルでございます。

受託工事収益226万9,557円、修繕工事収入12万9,557円の5件でございます。

メーター器取付工事費214万の198件でございます。

その他営業収益3,561万5,001円、工事許可手数料132万の278件。

竣工検査手数料162万7,000、278件。

他会計負担金176万。

352キ、消火栓維持管理費でございます。

負担金1,745万8,001円の4件。

内訳といたしまして、水道メーター検針手数料、長崎市下水道課より、74万4,840円の4,138件でございます。

局長、人件費に係る負担金、下水道課より440万7,296円、退職負担金調整額594万4,823円、検針業務費負担金、下水道課より636万1,042円、加入金191件の1,180万円。

分岐料、31件の165万円でございます。

営業外収益7,681万3,493円、受取利息及び配当金35万345円、内訳といたしまして定期預金30万円411円の12件、普通預金4万9,934円の2件でございます。

長期前受金戻入7,620万7,532円、補助金等により所得した償却資産約470件中130件でございます。

県支出金1万2,000円、権限移譲等交付金でございます。

雑収益24万3,616円の256件、内訳といたしまして管路図コピー代1万4,083円の251件、電柱等設置使用料1万4,600円の2件、鉄売却量1,935円の1件、自動販売機利用手数料7万9,798円の1件、消費税還付金における還付加算金13万3,200円の1件でございます。

特別利益8,315円、平成25年度雇用保険料戻入金6,515円の1件、無届使用1,800円の2件でございます。

水道事業費用、営業費用、57,298万4,526円。

源水及び浄水費2億1,152万4,68円。

給料、手当、法定福利費2,181万9,229円、浄水場3名分の人件費でございます。

委託料1億168万6,173円。

主なものといたしまして、浄水場警備及び水道施設管理委託6,480万円、水質検査業務委託829万6,000円。

天日乾燥汚泥処理業務委託287万280円。

第1第2浄水場活性炭重点作業委託630万5,000円。

長与ダム水質改善業務委託390万円。

地下水用水調査業務委託710万円でございます。

修繕費472万2,016円の35件。

これは主なもので、ポンプ等の修理代でございます。

動力費6,845万6,785円、浄水場配水池ポンプ室等の電気代でございます。

薬品費514万240円、内訳といたしまして、ポリ塩化アルミニウム325万5,320円、・・・120万円、炭酸ガス8万2,800円、試薬等47万6,120円でございます。

負担金328万6,024円、内訳といたしまして、長崎県南部広域水道企業団構成団体負担金216万2,963円。

長与ダムにおける長与町施設の電気料68万4,013円。

ダム管理費負担金43万6,648円、26年度事業賛助会費2,400円でございます。

配水池及び給水費7,117万7,190円。

給料、手当、法定福利費2,220万6,741円、工務係4名分の人件費でございます。

委託料2,274万1,622円、主なものといたしまして、漏水調査業務委託1,250万円、水道メーター取付委託料430万1,550円。

水道に係る作業補助業務150万3,500円、修繕費1,948万6,670円。

配水管漏水修理1,679万3,620円、の71件でございます。

メーター器再生費269万3,050円、2,593区分でございます。

総係費8,642万9,206円、給料、手当、法定福利費、4,796万6,513円、局長、課長、参事、業務係、7名分の人件費でございます。

退職手当負担金936万8,228円、13名分でございます。

委託料1,556万2,564円。

主なものといたしまして、健診委託料1,315万5,433円の21万1,000円、734件分でございます。

水道料、水道料金、下水道使用料システム、保守業務委託63万6,360円、上下水道企業会計システム保守委託35万3,400円。

ペットボトル水作成業務委託1,512本分の10万8,864円でございます。

減価償却費1億8,741万5,830円、有形固定資産減価償却費1億8,367万7,295円。

建物733万8,795円。
構築物1億2,206万3,399円。
機械及び装置5,105万6,949円。
車両及び運搬具156万868円。
工具器具及び備品165万7,284円。
無形固定資産減価償却費、ダム使用権で373万8,535円でございます。
資産減耗費1,435万8,420円。
固定資産除却費1,414万255円。
たな卸減耗費21万8,165円。
営業外費用3,055万7,719円。
支払利息、すいません。
2,939万4,311円。
内訳といたしまして、企業債利息2,939万4,311円。
財政融資資金、旧大蔵省の資金運用部資金でございます。
1,959万7,270円の5件でございます。
地方公共団体金融機構資金、旧公営企業金融公庫資金の717万9,590円の5件
でございます。
長崎三菱信用組合261万7,451円の2件でございます。
繰延勘定償却75万1,000円、開発費償却75万1,000円、これは上下水道企
業会計システムソフト購入にかかる償却費でございます。
その他雑費41万2,408円、特別損失2,259万3,159円。
退職給付費引当金、平成25年末、要資金額の5年分割納付分でございます。
1,368万8,437円。
手当807万4,435円。
給与引当金への計上、平成26年6月給与期末勤勉手当のうち、平成26年12月か
ら3月の4カ月分相当でございます。
684万7,500円、法定福利費引当金への計上、平成26年6月支給賞与に付随
する法定福利費のうち、平成26年12月から3月の4カ月相当分でございます。
122万6,935円、貸倒引当金への計上72万2,607円。
過年度損益修正損、漏水減免の10万7,680円となっております。
20ページをお開き願います。
資本的収入5,073万9,297円、負担金5,073万9,297円、内訳といたし
まして分岐工事負担金125万8,000円の7戸、工事負担金高田地区高田南配水管
布設工事318万5,000円。
榎の鼻土地区画整理事業施行に伴う水源負担金4,629万6,297円でございます。
資本的支出3億8,176万8,214円。

建設改良費 2 億 2,830 万 6,700 円。

改良費 2 億 2,079 万 7,200 円。

委託料 1,832 万 5,000 円の 1 件。

これは水道事業中長期計画策定業務委託でございます。

負担金 6,108 万 7,000 円。

内訳といたしまして、榎の鼻土地区画整理事業施行に伴う水道施工に係る工事負担金 3,018 万 7,000 円。

企業団解散に係る企業債一括繰上償還のための構成団体負担金 3,090 万円でございます。

工事請負費 1 億 4,856 万の 11 件。

主なものといたしまして、八反田公園前配水管布設替工事、25 年から 26 年の繰越工事、1,537 万 3,000 円、岡北配水池築造工事 6,245 万 7,000 円、第 2 送水管布設替工事 1,828 万 2,000 円。

第 2 送水管布設替工事その 2、2,132 万 4,000 円。

嬉里地区三彩配水管布設工事 739 万 2,000 円でございます。

固定資産購入費 33 万 4,700 円。

メーター器購入費 33 万 4,700 円の 222 戸分でございます。

企業債償還金 1 億 5,346 万 1,514 円の 11 件。

内訳といたしまして、財政融資資金 8,423 万 2,520 円の 5 件。

地方公共団体金融機構資金 4,922 万 8,994 円の 5 件。

長崎三菱信用組合 2,000 万の 1 件でございます。

21、22 ページをお開き願います。

ここには固定資産明細書を記載しております。

有形固定資産として、土地、建物、構築物等で 26 年度末償却未済高は 51 億 5,726 万 6,372 円でございます。

無形固定資産については、ダム使用权及び電話加入権で 26 年度末現在高は 8,845 万 6,685 円でございます。

23、24 ページをお開き願います。

企業債明細書でございますが、26 年度末における未償還残高は 9 億 6,277 万 8,933 円となっております。

以上が平成 26 年度長与町水道事業決算の概要説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、工事概要につきまして、図面等にて工務係長より説明を申し上げます。

尚、説明用図面をお配りいたしますので、委員会終了後回収させていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

それでは、工事概況の説明をさせていただきます。

決算書の14ページ、及び、今お配りしたA3版、今お配りしたA3判の図面をご覧ください。

14ページのNO.1、八反田公園前配水管布設替工事、平成25年度の繰越工事ですが、本工事は、昭和51年布設配水管の老朽化に伴う布設替を行いました。

工事内容といたしまして、配水管150ミリ、延長が66.9メートル、口径75ミリが48.9メートルの更新を行っております。

工事費は、税込みで1,660万2,840円となっております。

次にNO.2、岡北配水池築造工事ですが、本工事は昭和45年に設置した配水池の老朽化に伴う更新工事を行いました。

工事内容といたしまして、配水池築造工事、容量が147トン、その他が送水ポンプ設備2台、送水管布設工事100ミリ、168.4メートル、配水管布設工事150ミリ、延長が168.2メータ及び電気計装設備の更新及び新設を行っております。

工事費は税込みで6,745万3,560円となっております。

続きましてNO.3、第2送水管布設替工事。

これ、NO.4ともちょっと重複するんですけども、このNO.3の区間が第1浄水場から定林橋までの間の工事を行っております。

昭和51年に布設した送水管の老朽化に伴う更新工事となっております。

工事内容といたしまして、送水管200ミリ、延長が376.8メートルの更新を行っております。

工事費は1,974万4,560円となっております。

引き続きNO.4ですが、NO.3の工事に引き続き、更新工事を行っております。

工事内容といたしまして、送水管200ミリ、438.2メートルの更新を行っております。

工事費は2,302万9,920円となっております。

次にNO.5嬉里地区三彩配水管布設工事。

本工事は、北陽台配水池系統とですね、第3配水池系統間のバイパス管の整備を行っております。

工事内容といたしまして、配水管150ミリ、113メートルの整備を行っております。

工事費は798万3,360円。

続きまして工事負担金、榎の鼻の土地区画整理事業に係る工事負担金ですが、榎の鼻の土地区画整備事業に伴いまして、長与町水道施設の大規模見直しを行っております。

維持管理軽減及び施設耐震化を図る目的で行っております。

工事内容といたしまして、浄水地補強工一式、配水池造成工一式、緊急遮断弁300ミリ一式、基幹配水管300ミリ、453.5メートル、その他電気計装設備、監視カメラ設置工を行っております。

負担金額が3,260万1,960円となっております。

以上で説明の方終わります。

○委員長（河野龍二委員）

はい、堀池課長補佐。

○水道課長補佐（堀池英二君）

本委員会から議会基本条例9条に基づき、ご請求いただいた資料を、町長の許可を得て、追加提出しております。

1枚目は平成26年度不納欠損処分を行った種目中別内訳表になります。

2枚目、3枚目につきましては、平成26年度決算における現年度及び過年度未収金の種類別一覧表になります。

参考資料としての御活用の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、質疑を行いたいと思います。

よろしいですかね。

それでは、順を追って質疑をしていきたいというふうに思いますので、まずは決算書の1ページ、2ページ、水道会計の収益的収入及び支出の件で、このページについて、質疑を行いたいと思います。

参考資料の17、18を合わせて見てもらえればよろしいかというふうに思いますので、このページから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それでは参考資料の18ページの委託料のところ、浄水場整備管理委託他について、説明がちょっとあったかと思うんですけども、若干聞き取れなかったところがあったのと、その委託先についての教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

浄水場警備管理委託、委託ですけど、これは浄水場の運営に対しまして、水を作る作業ですから、それを株式会社キョウカンというところをお願いをして、委託しております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

はい、饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今言われた委託先は、その継続的なものか毎回、毎年入札で変えられるのか、お伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

これ、毎年の委託、随契の方で行っております。

そしてもう一つなんですけど、先ほどの委託料の中で、種類がどれくらいあるかというところで、その中には、水質検査業務委託、天日乾燥汚泥処理業務委託、第1、第2浄水場の活性炭重点作業委託、長与ダム水質改善業務委託、地下水用水調査業務委託の以上が含まれております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

今に関連してですけども、25年度と26年度比べたら800万ぐらい、ちょっと委託料が上がってるんですけども、その上がった理由っていうのをちょっとお聞かせいただければというふうに。

○委員長（河野龍二委員）

吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

25年度は、その浄水場の警備委託の分で、23時から6時までを仮眠としておりましたけど、26年度からは2名常駐、浄水場に詰めているわけなんですけど。

一人の方を22時から4時までの仮眠、それともう一人の方を1時30分から7時30分までの仮眠ということで、夜に起きている時間が長くなったということで、金額が少し上がっております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

その800万がざっと言えば人件費に相当になってくるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

はい、吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

人権費に含まれてきます。

○委員長（河野龍二委員）

はい、分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

それと別件ですけども、17ページで説明している時に、無届費用1件というような説明がありましたけども、この内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

無届に関しましてはですね、前年度に入居された方が、次の年度にですね、実際、手続をなされて、前年度分に対するですね、料金が発生したというところでですね、無届使用としましての特別利益ということで計上をしております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

じゃ、質疑をしたいので委員長を交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代いたします。

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私もこのページ、附属書類の方で説明していただきました自由が丘団地、道の尾温泉団地の簡易水道の世帯数、戸数でしたかね、ちょっと説明して有水路等々の説明をいただきましたけど、ちょっと聞き取れなかったんで、もう一度、すいません、ゆっくり説明していただければと思います。

それでこれが、25年度からすると増減をしてるものなのかどうなのかですね。

その辺も含めてちょっと説明いただければと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

自由が丘団地簡易水道ですけど、給水人口が229人、給水戸数が105戸、配水量1万9,481立方メートル、有収水量1万9,67立方メートル、道の尾温泉団地簡易水道、給水人口237人、給水戸数104戸、配水量2万726立方メートル、有収水量1万8,755立方メートルでございます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

増減につきましてですね、御説明差し上げます。

自由ヶ丘団地簡易水道につきましてはですね、個数で2戸の増加、人口で言いますと8名の増と、道の尾団地につきましてはですね、個数で1戸増、人口で7名の増加とい

うこととなります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、先ほだちょっとその委託料のところでもう私も関連してお伺いしたいんですが、株式会社キョウカンに委託してるということで、その委託内容が縷々説明をしていただきましたが、これ一つ一つその委託を結ぶものなのか、全てをトータルで委託をするものなのかですね。

その辺はどうされて。

で、その委託費用の算出根拠ですね。

どういう中身で、委託料の算出が出るものなのか。

そこらまで含めて、説明していただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

警備委託に関する積算根拠なんですけれども、今、現状のですね、積算方法が、現委託人員、必要人数ですね、に合わせて、基準単価、基礎となる労務単価、というものを、シルバーとかですねそういった兼ね合いの単価を用いて積算しております。

その他はですね、その中でですね、随契1社という形にはなっているんですけれども、現状、競争入札をかける場合というのは基準単価ちゅうのがございまして、この単価と今の現状委託してる単価というのがすごく、乖離するものでございます。

その中でちょっと一般競争入札、競争入札ですね、の方にはちょっとそぐわない状態にあるということで、今1社随契としている次第でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

ちょっと暫く休憩します。

（暫時休憩）

○副委員長（分部和弘委員）

はい、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

はい、中川係長。

○水道課係長（中川修治君）

委託の内容でありますけど、浄水場、大きい所で長与には、第1浄水場、第2浄水場とありますけど、その他に小さな施設部もあります。

その、主にそういう施設の管理ですね。

毎日検査というのがありますけど、各配水池ごとの蛇口から毎日21カ所、配水池ごと選んで、残塩の検査、あと周期関係ですね。

濁度関係、そういう毎日の検査。

普段はですね、監視、第1浄水場、第2浄水場におりまして、中央という所がありまして、そこで全体の監視をしております。

修理関係につきましては、ある程度、軽微な修理が起きた時にはキョウカンの方でやっておりますけど、手につかないようなちょっと大きい修理の時は、各業者に改めて、修理を依頼しやっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今の説明ですと、総体的にこれキョウカンに委託してると。

色んな施設がある中で。

そういう状況で。

で、そういう、委託、一つは、例えば、この事業、この仕事はというふうに、そうですね。

申し訳ないです。

内容変えます。

先ほどちょっとその、委託料の積算根拠が示されましたけども、先ほど800万のですね、25年度の違いがあるということですが、それについてはどちら側からの要請ですかね。

そのいわゆる水道局側からの要請なのか、それともキョウカンからの要請なのか。

それについてちょっとお伺いしたいと思います。

引き続き、それがそのどういう理由でそういうふうになったのかですね。

時間を作っての管理体制が必要になったという部分があるものなのかどうなのかですね、その辺をお伺いします。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、中川係長。

○水道課係長（中川修治君）

先ほども少し、課長の方からも説明いたしましたけど、勤務体系といたしまして、夜の方も、キョウカンの方が常時2名残るようになっておりますけど。

以前としては、仮眠を11時から6時まで、2名同時にとっておりましたけど、夜の夜中の間も、監視が必要じゃないかと、というようなことで、1人の方が仮眠をしてる時に、1人の方は起きて監視、外に出たの監視も周りをちょっと見るんですけど、その中央で誰かが必ず起きて、監視業務をやってもらうということで、そういう状態にいたしました。

それとキョウカンの方も、知識等も、水作りに対しての知識、そういうのも、もう少

し研修等ですね、そういうの受けながら現場に携わってもらいたいということで、研修等も今まで受けてなかったのも、こういうのは大事ですからということで、受けてもらうようにいたしました。

そういうところで、金額がちょっと張ったというか、こちらからの依頼ということになると思います。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

25年度までは2人同時に仮眠をとって、管理する人が誰もいなくなると。

26年度から、そうしようとなった理由ですね。

そこら辺は、このままの体制じゃよくないというふうな判断が起きたものなのか。

それとも何らかの要因があったのかですね。

そこは、特にありませんか。

再度伺いたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

おっしゃられるように25年度までは、二人同時に仮眠をとっておりました。

しかし、水道のですね、情勢等見ればの二人同時だったら、もし停電等とか、水が行かない時とか、そういう時に、非常に困りますので、うちの要請で、このように仮眠を避けて、二人同時じゃなくて、別々についていう形で行いました。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代いたします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、では引き続き、質疑を行いたいと思います。

附属書類が結構ページ数があるので、19、20もですね。

そうすると今度、決算書の3ページ4ページも、に繋がるといいますんで、元に戻っても構いませんけども、決算書の3ページ4ページ、附属書類の19ページ20ページのところで、質疑があればお願いしたいと思います。

あわせて、他のところにも関連するところがありますよね。

決算書でいくと、企業債の償還の部分も23、24にもなりますんで。

関連して、質問できるならしていただいで結構ですので。

とりあえず、決算書の3ページ4ページ、附属書類の19ページ20ページのところで、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

附属書類は13ページからいいんですかね。

なんかその、ずっと入っていいってことですね。

13ページから附属書類はですね。

そういうことですかね。

それともページを決めてるんですかね。

やっぱりもう全体的に関連があるけんね。

そういった附属書類の13ページには議会の議決事項なんかで、南部水道企業団の解散があるけん。

あそこに長与の、布設してるということで、どう有効利用するかっていうことが問題になってきておったわけやけど。

今、その点については、ここではちょっと挙がってないけど、今どういう状況になってるのか。

ちょっとそこのところ。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

南部広域企業団から受け入れた企業団管ですね、300ミリの送水管になります。

事業開始がですね、設計が29年から入る予定になっておりまして、完成が32年と
なっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、そのままそれを、なんかほら、工事かなんかするとやったけど、そのままストレートにやるっていうことの。

接点をこうするとか、ちょっとそういう話が出よるごとあったけども、そのままもうストレートにあれするのかな。

ちょっとそこんところ。

○委員長（河野龍二委員）

はい、高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

ストレートに工事をするということ、工事の内容引き受けてそのまま使われるかっていうことなんですけれども、工事内容が発生いたします。

接続工という形ですね、既存の、今のうちの配水管に接続し、その後ですね、新設部分、一部企業管が繋がってない分ですね、その部分を、第2浄水場まで区間がですね、580メートルほど、これ新設区間というのがございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、14ページなので出ている設替とかやってきてますが、新しいその管がどれぐらいの耐用年数があるのか、どれぐらいもてる耐用年数になっておるのか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

耐用年数につきましてお答えします。

配水管、送水管、管路にかかわるものですね、これに対しては耐用年数40年となっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

20ページですね、支出明細書の負担金の中で、榎の鼻の負担金で、6,108万7,000のうち3,018万7,000円が榎の鼻の負担分ちいうことで、この14ページの改良工事の概況の表の6番で、工事費が3,260万1,960円ちいうことで、負担金ちゆうことですよ、工事負担金ちいうことで。

この差額が、ちょっとあるんですけども、これ全額負担金で出されてることはないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

工事負担金といたしまして、榎の鼻工事負担金、200万の差ですかね。

○委員長（河野龍二委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

議員さんおっしゃっていらっしゃいました14ページですね、その分は、税込みであります。

それと、20ページの分は税抜きの方で書いております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

はい、浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あわせてでございますけども、ここの14ページの6番の負担金の算定の根拠でございますけども。

この工事概要が一式、書かれておりまして、これを作った額がここの施工した分が3,200万ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

この3,260万1,960円につきましてははですね、全体工事を水量日割りということで、長与町が75%、榎の鼻組合が25%という率で算出しております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここの排水池についてはですね、当初はこの区画整理内で独自に、計画をされとったわけですよ。

用地を確保して配水池を作って配管をして敷くと。

今回、町の方の計画で、周辺の浄水も取り込むということで、規模を大きくして、そういう流れで、恐らく配管等も大きくなったんだというふうに理解をしとるんですけども、本来であれば、組合が計画しとった費用と今回大きくして計画した費用との差額分を町が負担をするべきじゃないかなと。

負担金としてはですね。

そういうちょっと思いがあつたもんですから。

大体その、先ほど申された30と70ですかね。

75と25ですかね。

そこら辺で、先ほどの私の考え方でいけば、私はそうかなと思うんですよ。

考え方とすればね。

もともと組合が計画をしとったものに、いや町もその計画に乗っけさせてください。

でもその大きく事業費が膨らむ分については町が負担しますよ、ちいう話でしょうから。

そこが25と75ぐらいで、大体あいますよちいうことで、なんも別に問題ないんですよ。

そこら辺の試算ちいうのはしとらんとですかね。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

委員さんおっしゃるとおりですね、当初、榎の鼻組合の方で提示された計画図面等がございます。

その中で、向こうの積算というのもされてはいたと思うんですけども、実際は現状に即した積算かどうか、確認する必要もございまして、公共積算とはいえ民間積算、この辺で何が正解なのかっていうのが非常に難しい状態であったんですね。

その中で、うちの方の施設の老朽化とあわせて、工事を拡大して行ったわけですが、積算根拠っていうのを統一するっていう兼ね合いのもとですね、同じ事業費、事業費を弾くっていう作業をこちらの方で行っております。

なので適正かどうかっていうのを判断すれば、適正であると、判断しております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、今のところに関連して、適正とおっしゃったんですけども、その75%と25%のその根拠っていうのは、何があるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

給水人口というものをですね、算出しております。

うちの方で必要な、拡大した第1配水池、第2配水池、この辺を廃止したわけでございます。

その他ですね、第3配水池、ここで受け持っている人口、ここちょっと第3配水池の方がですね、付加がかかっておりましたので、その部分の余力を北陽台配水池の方に持っていくという計画を立ててございまして、最終的な計画給水人口っていうのを算出しております。

その計画給水人口に対して給水量があるわけでございますけれども、榎の鼻区画整理組合の方でも、その区画整理内での人口給水量っていうの算出しており、その給水量日にて率を算出しております。

以上です。

はい、給水量費の内訳でございます。

組合側の方が計画給水量868.8トン、水道の方が2,566.2トンという形、水道必要分として2,566.2となっております。

はい、端数を省いてお話しします。

組合側ですね。

全体が3,435トンに対して組合側が870トン、長与町側がですね、全体が3,435に対して、2,565トンとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

はい、饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません、ちょっと内容でよくわからないので。

この電気計装設備工一式と監視カメラ整備、ごめんなさい、設置一式ってなってるんですけど、具体的にどんな内容なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○水道課係長（高橋康輔君）

はい、まず監視カメラ設置に関してはですね、近年ちょっとあの配水池の侵入事故といろいろございますので、北陽台配水池にですね、監視カメラ4台を設置いたしまして、浄水場、及び水道課の方ですね、監視できる装置となっております。

あと、電気計装設備工、これに関してはですね、配水池の流量データ及び推移データですね、それを現地の配水池から第1浄水場へ飛ばすような装置となっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう一つ先ほど金額で、こちらが税込みで後の説明書は税抜きで、説明の中にもずっと税抜きで表示してますというのがあったかと思うんですけども、基本的なところで、税抜きで表示する理由というのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

予算に関しましてはですね、総額表示というところですね、消費税に関しても含めた形で計上すると。

そういった表示をするというところなんです、私達は消費税をですね、支払う必要がある団体になりますので、実際のところ消費税を除いた分につきましてですね、その差額をもって利益というような形での計算を行うわけなんです。

こちらの表の形式としまして、後段の、費用の明細につきましてですね、税抜きの表示を行うことで、損益計算書等と、突合をさせる、突合ができる状態にしています。

私たちがそういった財務4票につきましてがですね、経営として重要視されておりますので、そういった作りになっているというところでございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

損益計算書と照らし合わせる為というところかと思うんですが、ま、あの、予算はもととも税金が入ってるってことですよね。

この明細書だけ見ると、そこに差額が出てくるから、わかりにくいのかなと思うんですけれども。

その辺りはどんな考えたらいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

もともと決算書にはですね、法的なもので、税、込むのか込まないのかというのがある程度決められておまして、この後段の表につきましてはですね、税を抜いて表示するというふうにルールがございまして、それに従った次第でございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

審査も1時間を過ぎてますんで、10時55分まで、休憩いたします。

（休憩 10時45分～10時53分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

決算書については、3ページ4ページですけども、5ページ6ページでも構いません。

その他、監査意見書もありますので、そういうところからの資料でも、頂いた資料からでも構いませんので質疑を続けたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

決算書の1、2ページで、支出の方で不用額が8,200万、営業の方で8,100万、挙がってますけども、説明では維持管理費とか人件費が主な要因ということですね、今ちょっと聞いたわけですけども。

で、明細書の方の18ページのが水道事業の費用にこの部類に入るのかなと思うわけですけども、大きなものをですね、どういう部類が、こういう予算がこれだけ余ったとかいうのを説明してもらえれば、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

不用額につきましては、御示しのとおり、営業費用で8,101万1,903円と。

こういったところでですね、予算を計上する上においては、私達が地方公営企業というところですので、運営が立ちゆかなくならないようにある程度こう余力を持ってですね、予算計上しているところもございまして、ちょっと不用額が多ございます。

内容としましてはですね、まず1点、人件費につきましてはですね、職員の若返りがですね、浄水場職員の方で、平均年齢が56歳から50歳へ、6歳ほど若返りをしております。

それに伴いまして、給与の方がですね、135万円ほどマイナスと。

続きまして排水及び工務係の方につきましてはですね、予算時の年齢は47歳で計上しておりましたが、43歳に若返りまして、365万円ほどマイナスと。

で、あと総係の方につきましてはですね、退職手当負担金っていうのがですね、これがある一定退職者がピークを越えまして、それが予算計上よりも、減った関係で、40万円ほどマイナスと。

ここからちょっと大きいところになるわけなんですけど、源水及び浄水費の委託料ですね、こちら、委託料としまして2,041万6,938円マイナスと。

予算よりもマイナスとなっております、その中身につきましてはですね、主なものでいきますと、第1浄水場にですね、生物接触層っていう、微生物において水をちょっと分解をさせるというような装置がついておりまして、そこの方がですね、今、若干動力費の方がかなり高騰しておりますので、その、それを動かすポンプの方がかなり動力費がかかるというところですね、撤去をしながらですね、その運営をしていって、費用対効果を出していこうかと。

いうところですね、予算計上で425万5,200円、というところで撤去委託を計上しておったんですが、この分が色々年度中にですね、経営を色々分析した結果がですね、ポンプを入れ込むことでその機能を果たすと。

いうなところをですね、一応確認をとりまして、撤去はしておりません。

その分が丸々浮いたというところとですね、活性炭補充作業委託につきましてはですね、予算計上では1,452万4,650円いうところですね、予算計上しておったんですが、実際24年度にですね、ちょっとあの、活性炭をですね、入れ替えが多かったというところで総体的に、額が減りまして、実際決算額でいきまして、680万9,400円と、約771万5,000円250円減額と、いうところになっております。

で、続きましてですね、公務関係の委託料につきましてもですね、予算計、工務、こちら配水及び給水費の方になりますが、その委託料につきましても、214万4,334円マイナスと。

こちらの方につきましてはですね、予算を計上する際、いろんな場で100%の形で予算計上いたしますので、大体、10%ぐらいはマイナスで、決定するというところで

すね、マイナスが出ておるんだなというところになります。

で、最後にですね、浄水場及びですね、工務係浄水費の配水費のですね、修繕費につ
きまして、浄水の部分につきましても、修繕費としまして予算計上では、2,062万
2,000円っていう予算計上してたんですが、こちらがですね、実際大きな修繕とい
うのが発生しませんで、結果として539万6,576円と、金額にしまして1,522
万5,424円マイナスと。

同じく給水費につきましてもですね、予算計上において、2,857万8,000円で、
予算計上しておったんですが、実際支出が2,116万6,398円。

金額にしましてマイナスの741万1,602円というふうにこういった不用額がで
ておりまして、そういった主なものですがですね、影響しまして、こういったあのちょ
っと大きな不用額になっているというところなんです、これは経営をですね、効率化
していく上で、その経営努力の結果というところで、御理解をいただければと思います。
以上になります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほどの18ページの委託料のところでお尋ねをいたします。

先ほど、委員が言われた850万の増、2人体制で夜中に監視する為という形なん
ですが、なぜそう至ったのかっていうところですね。

それとその機械管理はできないのかということですね。

この時期に何故そういうふうになったのかなっていうのをちょっとお尋ねをいたしま
す。

これはあの、そのマルキョウの浄水場のとこですよ。

そこまで、お尋ねをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

中川係長。

○水道課係長（中川修治君）

ある程度機械管理ができないのかと。

自動になって、警報なんか自動で鳴るようにはなっておりますけども、他の浄水場、
他町、5関係も聞いておりますと、そういうやっぱり、誰も監視がついてないというの
は、おかしいんじゃないかというふうな話になりまして、何か起きた場合は、どちらか
が仮眠とらずに監視をしとくと。

警報というのは、ある程度、切羽詰まった場合の警報は鳴りますけど、その途中経過
も監視をして、警報が鳴る前に察知をする、そういう状態も作つとかんといかんじゃな
いのかということで、そういうふうにしております。

すいません、もう1点ありました。

この体制の、今の時期と、最初当然説明しておりましたように一緒に仮眠をして、朝一緒に起きて、また仕事始めるということでありますけど、夜の、今まで仮眠をしていた中でもですね、浄水池の中、夜、見回りですね。

そういうのもしていけないといけないんじゃないかと。

だから、夜中も、浄水場の監視、中央だけじゃなくて、現場に行って、現場も監視しております。

そういうところで、今まで仮眠をしていた時間でも、現場を回る、異常がないか。

そういうところもしっかりやっていって、安全安心の水をですね、住民の方に届けるのが本当じゃないかということで、こういう体制にいたしました。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

普通、事故とかですね、何かあった時に、こういうふうに体制を変えようとかいう、あるんですよ。

今の御説明は確かにごもっともだと思いますけども、何故事故も何もなかったのに、急に2名体制にしていくのかと。

そこで、先ほどお話したように、人件費というのが、我々、1番高いっていうのはよく分かるわけですね。

機械管理をすればもう、最初の初期投資はかかりますけども、あとはかからないわけですよ。

そういうふうにせずに、何故この事故も何もなく今この時期にこういうふうになったのか。

機械管理は先程も答弁の中でありましたけども、そっちの方に、じゃ、人件費を増やせるのに機械管理をした方がましじゃないのかというふうに普通流れるのが、常套手段、セオリーなんですけども、そこで何でマンパワーでこれだけやっていくのかなっていうのが。

ずっと年々850万積み上がっていくわけですよ。

そこでその機械管理っていう形の方に何故話が流れていかなかったのかというのをもう一度お尋ねいたします。

○委員長（河野龍二委員）

吉田課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

何故今の時期になったかということですが、よその県と他町の県でいろいろな配水池等での事故、事故、事件ですね。

そういうのが起こっておりますので、今回、こういうふうに処置をとったということと、またあの、基幹、本館の大きい配管がありますけど、その分の、漏水等があった場

合ですね、仮眠をしていると、どうしても早急に発見できませんので、その分の水が全部流れてしまって、排水池に水が貯まらなくなって、断水する恐れがありますので、こういう時期ですけど、一応、こういう処置をとったということでもあります。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この不納欠損書の内訳の中で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この中の平成21年度の生活困窮を理由に11件というふうにありますけれども、この後、この21年度に当たっている件数の方はその後その支払えるようになられたのか、その後どんな対応とられてるのか、お伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

11件ですね、方々のうちですね、生活困窮で現在給水中の方は5世帯というところですね、なっております。

給水中の方においてもですね、水道料金っていうのは、生活債権でありますし、また、使用者負担債権というようなところですね、やはり皆様の納付を積極的にいただいていると。

そういう状況の中ですね、どうしてもやはり、生活が困窮されてまして、納付が、思うようにいかないと。

そういう方におきましてはですね、私達も根本的解決を図るためにですね、厚生労働省からの通知に従いまして、福祉部へですね、誘導といいますか、相談の機会を持ってくださいと。

いう話であったりですね、実際の水量を節水するようにですね、そういったアドバイスを行いながら、模索していくというところでやっておるんですが、実際5名の方、給水中でありましても、やはり納付の方はですね、積極的に行っておりまして、こちらですね、26年度の期首、1番最初の時点ですね、この5名の方、未収金が50万2,555円とあったんですが、これが最終的にはですね、不納欠損直前までには44万9,181円と。

5万3,000円程はですね、納付の方でどうにか当月分をこなしながらですね、当月分プラスでずっとこう、期首ですので、前年度分の未収金が50万2,555円ですので、そこから月ごとでの、水道料金とかずっと入ってきますので、その分を超えて納付をされた結果ですね、5万3,374円、減少されてると。

ただ、金額としましてはですね、割合としてはあまり、明らかに大きくですね減額をしているっていうところもございませんので、やはり、不納欠損を行うことですね、

致し方ないかなという判断ですね、行なわせていただいと、そういうところでございます。

以上になります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今のは5件とおっしゃったので、あと6件の方はこの後ずっと支払いができると理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

今申し上げた件数につきましてはですね、11件のうち5件が給水をしている世帯と、残りの6件につきましてはですね、町外等に出られてですね、その理由が、生活困窮やったと。

そういったところですので、未収金としては今後は増えてはこない、うちの方からの料金の請求は過年度に留まるというところの額になります。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そのま、6件の方はいろんなご事情があつて引っ越されたんだと思うんですけども、今5件の方もずっと続いて、どうしてもこう積み重なっていくかなと思うんですね。

福祉部に連絡をとられてるってということなので勿論積極的にされてるのかと思うんですけども、やはりこう、5年間ずっと続いているであろうと予測する。

その時にはやはり、まさか水を止めるわけに勿論いかないの、その方の補償しながらしていった方がいいと思うんですけど、そこはやっぱり何らか対策が要るのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

対策につきましてはですね、うちの方ではですね、収納対策本部というのがございまして、そういったいろんな意見のですね、交流を行っている、いう、そういった機構も利用しながらですね。

尚且つ、やはり最初冒頭申し上げたとおり、生活債権ですので、債権がいろいろございますが、やはり、憲法で保障されるですね、生活圏を守るためには、やはり本人様が積極的に納付すべき債権というふうに当方も抑えておりますので、そこをですね、訴え

つつ、生活の見直しもですね、含めた形で総合的な視野に立ってですね、住民の方とディスカッションをしながら、やっている。

今そういう現状でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の不納欠損、この資料として頂いたわけですけども。

この決算資料にはこの数値についてはどこに、僕はずっと初めから見ようとぼってんの欄に上がってきて、こういうのでしましたという。

今年度は不納欠損こだけしましたという。

決算書にはどこに上がって。

私、ずっと初めから見てるんですけども。

何回もめくって。

どこのところにあるんですかね。

ちょっとそれ説明をよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

25年度までにつきましてはですね、旧会計基準にのっとり、経理を行っておりますので、特別損失のですね、過年度修正損っていうところにですね、計上をされていたところなんですが、26年度からはですね、新会計基準がですね、に変わってまして、損失、将来的にですね、不納欠損にあたる、その再建をですね、分析を行ってまして、貸倒引当金としましてですね、貸借対照表上の、すいません。

資産のですね、控除項目としましてですね。

はい、9ページのですね、2番の流動資産、この中のですね、未収金の下段に計上してあります三角のマイナスのですね、58万821円。

で、この額っていいますのはですね、今あの方、未収金の方ですね、全て一般財源と破産更生債権と、貸倒懸念債権と3分割させていただいた上の破産更生債権、こちらの分をですね、実際、納付をされている状況を見ながらですね、貸倒引当金としましてですね、計上している。

そういった額と今回がですね、破産厚生債権っていいますが、26年末日において、64万6,593円っていうふうに債権がですね、これはもうあの生活困窮で生活保護等のですね、状況に類する方というところでその債権は見積もっておるんですが、そのうちですね、実際のところ、納付する可能性っていうのが一部ございまして、その額を聞きますと、引当金としての必要額、こちらが58万821円と。

この引き上げた額になるんですが、前段においてですね、26年の期首において、同

じように25年末日においてですね、同じ分析を行った結果ですね、貸し当て金ですね、貸倒引当金の引当額を72万2,607円としております。

そこからですね、今回、不納欠損分、30万2,200円、こちらの方ですね、一旦期首に引き当てておりますので、それを取り崩すことで、今回不納欠損行わせていただきまして、不納欠損を行った残高がですね、42万407円というところですので、その58万821円っていいいます貸し倒れが引当金として、計上が必要な部分をですね、引いた残りの部分、16万414円をですね、営業費用のですね、貸倒引当金繰入額の方から、費用化してるっていうかですね、費用の方に計上している。

費用で支出をすることで、貸借対照表上のですね、負債っていいいますか、資産のマイナス勘定の方に動かしているという。

すいません、ちょっとあの説明が下手で。

はい。

ちょっと分かりにくくなりまして申し訳ありません。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡さん、休憩してから、もう少し、説明してもらった方がなんかよさそう。

皆さんちょっと途中まで分かったと思うんですけど、途中から数字が分からなくなっただと思うんで。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。

そうですね、先ほど説明の中で、9ページ、10ページの、貸借対照表のところまでいってますけど7ページ8ページのですね、余剰金計算書ですね、余剰金処分計算書案。

ここも議決の一つの項目になってますんで、ここも含めて、質疑をお願いしたいと思います。

ですからもう、決算書全ページにわたってですね、質疑をお願いします。

質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほど少し休憩の中でも、特殊な企業会計ということですね、数字が、決算上に反映されない部分というのがあるということ。

それで、これもまた私が今からお伺いするのも、数字が反映されてるのかどうなのか、

どこにあるのかというのがちょっと探しづらかったんですけども、そこで改めてお伺いしますが。

資本的収入及び支出のですね、不足する額を、消費税等々で補うと、損益勘定留保資金で補うということ。

これの中で、まずは、過年度分損益勘定留保資金というのがですね、ありますね。

1億1,613万16円。

10万3,016円。

と当年度分損益勘定留保資金4,442万1,571円ということで、この留保資金ですね、損益勘定留保資金というのが、現在、どれくらい。

いわゆる過年度分と当年度分がこれだけ、補てんをされたとしても、残りがあるものなのかですね、その数字が、どこをどう見ればその損益勘定留保資金ちゅうのがわかってくるものなのかですね。

そこを少しお伺いしたいと思います。

えっとですね、3ページ4ページの資本的収入及び支出の、いわゆるこの不足額を補てんするということですね、損益勘定留保資金が使われるということですので、この留保資金を少し・・していただきたいとます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

はい、まずは補てん財源の残高、こちらにつきましてはですね、26年の残高としまして、4億1,669万4,650円というふうになっております。

もう一度、4億1,669万4,650円。

こちらの数字につきましてはですね、過去からずっと継続的に、補てんをして残った額というところになりまして、こちらの決算書においてですね、そのちょっと、分を核算するのがやはり、若干難しいところもございますが、例えば、こちらに載っております減債積立金ですね。

ちょっと、御質問と違いますが、こちらにつきましてはですね、附属資料のですね、23ページ、はい、当年度償還額っていうのがですね、左側から4番目ほどにございまして、その額と同一に今年はなっていると、ところとですね、当年度分損益勘定留保資金、こちらにつきましてはですね、中身としましてはですね、現金の支出を伴わない、費用というところになりますので、例えば減価償却費、固定資産除却費、開発費焼却、こういったところになるんですが、減価償却費につきましてはですね、損益計算書の方のですね、ページでいきますと5ページですね、5ページのですね、2番の(6)というところで1億8,741万5,830円となってる分ですが、26年度からはですね、これが新会計基準とのとおりですね、みなし償却制度っていうのが廃止されておりますので、補助金等により取得した部分につきましてはですね、今まで減価償却をしなかった

んですが、行っていると。

その見合い分としまして、長期前置き金戻入っているのがですね、この3番の営業外収益の(2)になるんですけど、7,620万7,532円と。

これが逆にいきますと現金の受領をともしない収入というところですので、それを引いたところですね、当年度、損益勘定留保資金の減価償却費に対応する部分と。

こういった部分でですね、固定資産除却費、こちらも、1,435万8,420円というふうな額で計上しておりますが、今回、第1配水池をですね、除却するに当たって、現金の支出を伴って除却した分が、400万ほどですね、ございまして、その現金の支出をですね、伴う部分につきましては、この分からは、控除をしないといけませんので、そこを引きますとですね、金額としまして1,015万2,420円と。

最後にですね、開発費としましてですね、こちらが損益計算書上のもので、これが、4番営業外費用の繰延勘定償却75万1,000円でございます。

その分を足しますと、当年度勘定の留保資金になるんですが、その総額を求めた上でですね、そこから実際、償却を財源として充てますので、実際使用した部分っていうのがですね、当年度、当年度分損益勘定留保資金につきましては、こちら、3ページにご示しているとおり、4,442万1,571円と。

その残りには残額としまして、翌年以降、27年度以降に利用する分と、そういったところでですね。

はい、なっております。

以上になります。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

確認させていただきます。26年度の決算末残高の損益勘定留保資金というのが4億1,669万4,650円あるということで、この損益勘定留保資金というのは減価償却費、固定資産除却費、そしてこの開発費の計算によるものだと。それが当年度で出てくると。あとは積み上げは過年度と。ですから27年度になると、27年度の内部留保資金を計算して、それが26年度に合算されていくという形よろしいんですね。そこを確認させていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

はい、おっしゃったとおりでもあるんですけど、私がちょっと申し上げた数字がですね、補てん財源の全額の残高を申し上げましたので、貸借対照表上のもので、10番の7番の(2)の利益剰余金の中のもので、減債積立金、建設改良積立金も含んだところの数字としてですね、ちょっと申し上げておりますので、はい。

そういうことで、そこを足しますますと、残高というところになります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、それで、この損益勘定留保資金の活用なんですけども、あくまでも、こうした資本的収入額に対して資本的支出額が不足する部分にしか、補てんできないものなのかですね。

極端に言えば、こうした財源があるならば、住民サービスとして、水道料金の引き下げだとかそういう部分の活用っていうのが、いわゆる、他に流用するというのが可能なかどうかなのか。

よく言う留保資金ならですね、可能なのかなというふうに思うんですけども。

その考えはいかがでしょうか。

その下水、水道料を引き下げるとか云々は別としてですよ、この勘定そのものが、他に流用することが可能なかどうかというのを伺いたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

こちらの補てん財源の残高と言いましてもですね、観念的な話になりますので、実際にそのもの自体がですね、あるというふうにはちょっと申し上げられない。

以上になります。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

申し訳ないです。

勘違いしてました。

数字上は金額が上がっても、現金そもそもが発生してるわけじゃないっていう考え方ですよ。

それで理解させていただきたいと思います。

それともう一つ、その、ここでよくいう、補てん財源の消費税と町消費税の収支調整額ですね、ここも出てくるんですが。

通常考えると消費税というのは預かった税金と、支払った税金、差し引きで納税をするという形になると思うんですけども。

ですから、消費税そのものが、ずっとこう過年度分、当年度分のこういう補てん財源に活用できるというのがちょっとう、そこも、少し、理解するのにちょっと難しいんですけども、そこも少し教えていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

こちらにですね、計上しておりますその消費税の部分につきましてはですね、あくまでも、資本的支出と資本的収入に付随する消費税の差額をもって計算をしていると。

こちら、消費税の支出につきましてはですね、当年度の取引としましてですね、そういう損益勘定の方からですね、支出をしておりますので、その資本的支出、収入についての消費税の差額分というようなところになります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

資本的収入と資本的支出で発生する消費税というのは、要は納税する義務がない、という形でとらえていいですか。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、小川係長。

○水道課係長（小川貴弘君）

納税義務はございまして、その分を含めた形で、・・・の方ですね。

損益計算書の方で、合わせて支出をしていると。

はい、いうようなところで資本的支出の方では、その分を納税しませんので、っていうところがございます。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き、審査を行いたいと思います。

あと、7ページ8ページも余剰金のところですけど、ありませんか。

ここも先ほど申しました審査っていうか、議決の対象になっておりますので。

ありませんか。

質疑は。

それでは質疑を、終了してもよろしいですか。

はい、では質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これから、議案第60号のうち、余剰金の処分についての討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、平成26年度長与町水道事業余剰金の処分及び決算認定のうち、すいません、剰余金の処分についての決裁をします。

本案のうち、余剰金処分について決裁を行います。

原案のとおり、御異議、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

続きまして、よって、本法案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定のうち、決算認定についての、日程については、法案のとおり、原案のとおり可決することに、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決算認定については、原案のとおり可決されました。

そしたら、はい、では、場内時計で1時まで休憩します。

お疲れ様でした。

（休憩 11時44分～13時00分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続きまして、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

古賀水道局長。

○水道局長（古賀洋君）

水道局所管議案の2件目、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、水道局理事兼下水道課長以下関係職員より、御説明いたします。

○委員長（河野龍二委員）

道端課長。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

はい、皆さんこんにちは。

それではですね、平成26年度長与町下水道事業会計決算について、御説明いたします。

まず見開きのページをご覧いただきたいと思います。

目次でございます。

決算書類そして決算附属書類ということで、全部で24ページ、になっております。

決算書における消費税地方消費税のこの取り扱いでございますけど、税込みとなる項目については、1ページ2ページの決算報告書、それから9ページ10ページの貸借対照表の未収金、そして、未払金が税込み金額となっております。

それから附属書類では、事業報告書の13ページ14ページですね。

それから、工事額や契約額に関する数値が、税込みとなっております。

それ以外は、税抜きの表示となっております。

よろしく願いいたします。

それでは、1ページ2ページをお開きください。

決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出、収入におきましては、第1款下水道事業収益の当初予算額及び、補正額合計の11億1,851万6,000円、これに対しまして決算額は11億2,200万8,475円となっており、収益全体では349万2,475円の増収となっております。

まずこの第1項の営業収益は予算額に対して、85万7,156円の減収でございます。

また、2項の営業外収益におきましては、22万5,988円の増収となっております。

第3項の特別利益でございます。

1,000円の予算に対しまして決算額が412万4,643円となっております。

これは退職手当負担金差額調整金の411万5,647円の受け入れにより、増となったものでございます。

続きまして、支出の方でございます。

下の表ですね。

第1款、下水道事業費の予算額が9億3,294万円、これに対しまして決算額が9億204万7,479円となっており、不用額が3,089万2,521円となっております。

これは第1項の営業費用の支出の減が主な理由でございます。

第1項の営業費用の決算額7億6,976万7,366円につきましては、管渠費、それと、処理場費、総係費これらに要する費用でございます。

第2項の営業外費用の決算額は1億1,914万69円については、企業債支払い利息に要する費用でございます。

このうち、消費税がありますが、支払い利息としてはですね、このうち、9,176万9,210円となっております。

それから、第3項特別損失決算額1,314万44円については、不納欠損、そして退職給付金及び手当等の費用でございます。

以上ですね、収入支出のこの内訳につきましては、附属資料の17ページ、18ページをちょっとお開き願いたいと思います。

収益の方については17ページ、この明細内訳という形で、細かく載っております。

これについては、17ページ18ページについては税抜き額という形で表示をしております。

それから18ページの費用の方です。

これについては、営業費用の第1項の管渠費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費ということになっております。

営業外費用の第2項では、支払利息、繰延勘定償却、雑支出ということですが。

特別損失の第3項では、過年度損益修正損という形で、内訳項目として、ここに細かく表示をしております。

それでは3ページ4ページをお開き願いたいと思います。

(2)のこの資本的収入及び支出のこの収入では、予算額の3,773万3,000円に対しまして決算額が3,853万6,047円となっております。

受益者負担金が80万3,047円の増収となっております。

それと下の表の支出でございます。

この支出におきましては3億4,532万8,000円に対しまして、決算額が3億4,096万5,953円となり、不用額が436万2,047円となっております。

第1項の建設改良費の支出の減が主な理由でございます。

第2項では企業債償還ですが、2億4,422万9,524円を償還しております。

これについてはですね、この償還企業債償還については、附属資料の24ページ、ちょっとご覧いただきたいと思います。

24ページに、企業債の明細をつけております。

そういうことで、附属資料の24ページ、未償還残高がですね、31億3,609万2,511円と。

が、現在の未償還残高でございます。

はい、引き続いて、5ページ6ページをお願いします。

ここに計上しております損益計算書でございます。

これは税抜き額となっております。

1及び2の営業収支におきましては、1の営業収益ですね。

6億258万1,999円に対しまして、2の営業費用7億5,038万395円となっており、差し引き額の1億4,779万8,396円の営業損失となっております。

3及び4の営業外収支におきましては、3の営業外収益、4億6,904万7,868円に対しまして、4の営業外費用、これが9,556万9,469円となっております。

差し引きの3億7,347万8,399円の利益となります。

それから、営業収支、営業損失になります。

および営業外収支経常利益ですね、これを合わせまして、2億2,568万3円の経常利益となります。

また、5番と6番の特別収支におきましては、899万8,290円の損失となったことにより、当年度の純利益が2億1,668万1,713円となりました。

尚、その他未処分利益剰余金変動額としましては、3億7,446万3,870円がございまして、この内訳につきましてはですね、8ページにあります余剰金計算書8ページの剰余金計算書の右側にですね、未処分利益剰余金の欄に記載されておりますけれども、新会計制度の適用に伴う額の変動ということで、1億3,023万4,346円によるものと積立金の取り崩し2億4,422万9,524円の合算額でございまして。

以上によりまして、当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額と合算しまして、当年度の未処分利益剰余金が5億9,114万5,583円となるものでございまして。

引き続きまして6ページでございまして。

キャッシュ・フロー計算書ですが、1の業務活動による収支が4億806万2,472円と、増収となっております。

2の投資活動による収支が5,053万4,896円の減収でございまして。

3番の財務活動による支出が2億4,422万9,524円となっております。

これらのキャッシュ・フローにより、当年度資金増加額といたしまして、1億1,329万8,052円となり、資金期末残高としまして、11億6,640万6,385円となりました。

それから7ページ8ページに移っていきます。

平成26年度の下水道事業剰余金のこの計算書でございまして。

まずこの上の表でございまして、資本金、そして資本剰余金及び利益剰余金、これを合わせましてですね、右側の8ページ、右側の欄ですけど、資本合計が、163億6,497万2,843円でございます。

表の真ん中に二重線があります。

この二重線から下が当年度の変動額となっております。

変動した資本合計額が、122億4,963万2,183円の減額となっております。

差し引きまして、当年度末残高としまして、411億、じゃない、失礼しました。

41億1,534万660円となっております。

それでは、まずこの資本剰余金の当年度の変動額、これにつきましてはですね、新会

計制度適用に伴うものでありまして、表の左側、表の左側ですね。

まず資本金とありますけど、借入資本金、これは企業債のことでございます。

借入資本金、そして、右側に国庫補助金、他会計負担金、工事負担金、受益者負担金、そして、受贈財産評価額、それぞれ項目において、長期前受金として負債勘定ですね。

そして振分移行仕分けを行ったものでございます。

この制度により移行仕分けを行った結果、当年度末残高としましては、国庫補助金、表の1番下ですね。

国庫補助金6億7,112万9円、そして受益者負担金、1,403万7,348円、それから受贈財産評価額633万4,349円、これはですね、減価償却を伴わない、固定資産に係る財源となります。

以上によりまして資本剰余金合計当年度末残高が、6億9,149万1,706円となっております。

また、利益剰余金としましては、減債積立金、そして、建設改良積立金、及び、当年度の未処分利益剰余金合わせまして、利益剰余金合計としまして、9億3,555万6,155円となり、資本合計当年度末残高としまして、41億1,534万660円となっております。

それから下の表の剰余金処分計算書（案）。

これにつきましては、未処分利益剰余金5億9,114万5,583円。

このうち、それぞれ、減債積立金の2億1,668万1,713円、及び資本金への組み入れ額2億4,422万9,524円、合わせまして、4億6,091万1,237円の処分を行う予定としておるものでございます。

この剰余金の処分に関しまして、今回議会の議決をお願いするものでございます。

それから9ページ10ページをお願いいたします。

9ページ10ページの概要について、御説明します。

まずこの資産の部でございます。

1の固定資産ですが（1）の有形固定資産及び（2）の無形固定資産、これを合わせまして、109億5,533万6,593円でございます。

2番目の流動資産につきましては、現金及び未収金合わせまして、102失礼しました。

12億3,072万2,855円でございます。

以上の資産の合計が121億8,605万9,448円でございます。

右側の負債の部でございます。

負債の部分のこの3番固定負債、4番の流動負債、5の繰延収益、6番の資本金、7の剰余金、合わせまして、負債資本金合計額は資産の部、同様121億8,605万9,448円となっております。

以上が平成26年度長与町下水道事業会計決算書の概要でございます。

それから11ページ、これにつきましてはですね、決算書の記載にあたっての注記を書いております。

引き続きまして、附属書類の方の説明に移ります。

13ページ、14ページでございます。

この13ページの事業報告書ですが、(1)総括事項としましては、記載のとおりでございます。

平成26年度の純利益としましては、2億1,668万1,713円でございます。

続いて、(2)の議会の議決事項でございます。

4件ございました。

第74号につきましては、25年度の剰余金の処分及び決算認定でございます。

83号については、下水道条例の一部改正をお願いしておりました。

議案の第23号につきましては、平成26年度の補正予算ということでお願いをいたしました。

第31号につきましては、平成27年度の下水道事業の当初予算でございます。

それから(3)の行政官庁認可事項でございます。

この2件については、補助金交付申請の分と変更に係るものの2件でございます。

(4)番、職員に関する事項、これにつきましては平成26年度末で下水道職員、総勢8名で、業務を行っております。

続いて14ページでございます。

2の工事の建設工事の概要として1件、ここにございます。

これは、新たに管を布設した工事として1件をここに計上しております。

それから、下の改良工事の概要でございます。

これにつきましては、既存の下水道施設の改良工事でございます。

4件を計上しております。

引き続き15ページ16ページをお願いいたします。

(1)の業務量でございます。

ご覧の数値となっております。

1番下に処理面積ということで、25と26の比較で0.47ヘクタール増加をしております。

これについては、高田南に下水管を布設したことによって増えたということでございます。

2番の事業収入に関する事項ですね、これについては、平成25年、26年の比較を載せております。

同様、(3)番の事業費に関する事項、これについても、下水道事業費用の25年、26年の比較という形で掲載をしております。

それから16ページでございます。

重要契約の要旨としまして、7件を記載しております。

これにつきましては500万円以上という形で掲載しております。

この契約の内容等につきましては、後ほど、図面等において説明をしたいと思います。

それから、17ページ、18ページでございます。

これは先ほどの予算書とあわせて、若干触れましたので、省略したいと思います。

19ページ20ページ、これについても先ほどの費用の内訳でございます。

それから21ページ22ページにつきましては、固定資産の明細書という形で計上しております。

記載しております。

それから、23ページ24ページ、これが、企業債明細書でございます。

ここにはですね、企業債96件を計上しております。

この内、83件が償還中でございます。

それで、現在の先ほども説明しましたように、未償還残高が31億3,609万2,511円という状況でございます。

尚、当年度償還、元金償還としましては、2億4,422万9,524円を元金償還しております。

それでは、先ほどの重要契約についての内容の説明につきまして、山崎課長補佐の方から説明をさせます。

資料の方をお配りしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○下水道課長補佐（山崎禎三君）

それでは、今、お手元にお配りした位置図についてですね、決算附属書類の14、16ページに、明示してある一覧表と番号合わせておりますので、そちらと照らし合わせて、説明をさしていただきたいと思います。

1番、長与町公共下水道浄化センター再構築基本設計（長寿命化計画）に係る技術的援助に関する協定、こちらの浄化センターの施設につきまして、耐用年数がきつつある部分について、適正に管理をするために、運転をするために、今後の長寿命化計画というふうなのを策定するためにですね、下水道事業団さんに委託をした案件になります。

続きまして2番ですね、2番。

位置図で言うたら、左の下らへんですね。

JR高田駅がでございます。

高田駅の所ですね、すいません、間違えました。

2番ですね、長与ニュータウン地区マンホール蓋改築工事ということで。

これ平成24年から3年の計画で、ニュータウン地区内において、老朽化したマンホールの蓋の取り替えを行ってきております。

最終年度でございまして、施工数量としましては、補助が32カ所、単独が8カ所、計40カ所の施工という形になっております。

尚、14ページのですね、改良工事の概況というふうなところの中にですね、1番のマンホール蓋改築工事の本年度施工内容というふうなところにですね、転落防止梯子67カ所というのがございます。

こちらについては、高さが2メートルを超える分については、転落防止の為に、これを設置するよというふうなことになっておりまして、そちらの分も合わせて施工させていただきます。

続きまして3番、長与処理区吉無田地区下水道管路施設改築実施設計業務委託と。

こちらにつきまして、榎の鼻から青葉台の入り口、と、ニュータウンの荒木豊屋さんがある方の入り口、の部分につきまして、平成25年に調査をいたしまして、改築判定を、健全度が悪いというふうなことで判定を受けた分につきまして、詳細設計を行った分でございます。

続きまして、4番、高田地区（高田駅）用水管布設工事、先ほど、言い間違えたところでございます。

JR高田駅の斜め前の所、マンホールポンプがございまして、そちらと、河川を跨いで反対側のですね、町道の方に、との区間を接続する工事になっております。

自然流下区間として47.8メートルの内径200ミリの硬質塩化ビニル管と。

・管につきましては75ミリのポリエチレン管とVPですかね、硬質塩化ビニル管を組み合わせるというふうな形になっております。

5番ですね、長与町下水道マンホールポンプ場制御盤更新工事と。

地図上では3カ所、左上の西側埋め立ての所とですね、あと先ほど申し上げました高田駅の所、高田駅前の所ですね。

あと、本川内のダムの下の所に、それぞれ西側埋立、高田駅前、大越ナンバーワンと。ということでマンホールポンプがございまして。

こちらにつきまして、対応年数が過ぎておりまして、あとその錆びとかそういうので非常に健康状態が悪い分について、工事更新をいたしております。

続きまして6番と7番、ですけど、青葉台地区マンホール蓋改築工事、同じく青葉台地区マンホール蓋改築工事（その2）、こちらにつきまして、平成27年、昨年度、と、27と28の予定で計画で、国の方に認めていただいた分の、マンホール蓋の改築工事でございます。

施工数量といたしましては、青葉台マンホール蓋改築工事の方が補助区間が29カ所、単独区間が5カ所、青葉台地区マンホール蓋改築工事（その2）の・・につきましては、補助区間が64カ所、単独区間が2箇所というふうなことで、完了いたしております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

それではあの、委員会の方から提出を求められておりました資料がございます。

この資料の説明をさしていただきたいと思います。

江頭課長補佐の方から説明をいたします。

○委員長（河野龍二委員）

江頭課長補佐。

○下水道課長補佐（江頭幹夫君）

先ほどお配りしました資料についてですが、本委員会から議会基本条例9条に基づき、ご請求いただいた資料を町長の許可を得て、追加提出しております。

1枚目が、平成26年度不納欠損処分を行った種目自由別種類分表となります。

2枚目3枚目につきましては、平成26年度決算における現年度及び過年度未収金の種類別一覧表になります。

参考資料として御活用の上、御審査の程よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、ただいま説明をいただきました。

それでは、質疑を行いたいというふうに思います。

資料が多岐にわたってますのでですね、少し前後されるかもしれませんが、決算書のまず1、2ページ。

資料につきまして、決算附属書類につきましては、決算書の1、2ページに該当するのが、17、18ページですので。

その前もありますんで、そういう進め方でよろしいですか。

それとも附属資料の、書類の方の1ページから13ページから進んだ方が分かりやすいのか。

先ほどみたいにしますかね。

そしたらその、とりあえず決算書1、2ページと附属書類の17、18。

17、18まで飛びますんで、13ページから17ページまでの質疑と、あと、提出していただきました不納欠損処分内訳の書類ですね、の質疑をどれからでも構いません、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では18ページの、附属資料の分での委託料のところでお伺いしたいと思います。

マンホールポンプ設備保守点検他と書いてあるので、他に主なものを教えていただきたいのと、この委託先と、この委託先を契約した、契約が入札なのか、随意契約なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

はい、道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

これにつきましては、これ税抜きですね、2,342万300円。

この内訳としましては、マンホールポンプが町内に30数カ所ございます。

それについての補修業務関係の委託業務ですね、そして緊急時の呼び出し作業ということで、これについては、随契でやっております。

その他、大きいのでいけば、・・・施設の調査業務委託、これ嬉里地区をやっております。

そういう諸々積み上げてまして、税込み金額で委託料、税抜き金額で2,342万300円というふうになっております。

委託先につきましてはこのマンホールポンプの保守関係については、協和機電工業でございます。

それから、嬉里地区の下水管の調査業務委託は、ちょっと。

係長にちょっと、答弁させます。

○委員長（河野龍二委員）

はい、山崎課長補佐。

○下水道課長補佐（山崎禎三君）

マンホールポンプの設備補修委託、その他ポンプ管、ポンプ管・・・する緊急呼び出し作業、付随する部分につきましては、協和機電工業株式会社さんをお願いしております。

主だったもので、嬉里地区・・・下水道管路施設調査業務委託、これは役場よりちょっと、昔、そちらの焼き鳥屋さんがございます。

そちらからですね、長与駅前ですね、あちらの川の両サイドの調査をいたしまして、そちらの分が大物になっております。

距離としては4,000メートル。

ちょっとこの分の調査をいたしております。

受託業者といたしては、株式会社長与管工設備工業所さんでございます。

当然指名競争入札でこちらについて行っております。

以上、よろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、ポンプ設備保守契約が随意契約と言われたかと思うんですけれども、これは契約の費用としては毎年おなじ、というふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○下水道課長補佐（山崎禎三君）

ほぼほぼ毎年同じだと。

同じような数量で積算をしておりますが、労務単価につきましては、毎年、上がった
り下がったり、増減がございます。

そちらを、その分の単価のスライドかけたところでの積算、そしてそれに対しての、
入札、それでの価格決定ってというような形での契約というふうになっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ではその労務単価を、昨年、ごめんなさい。

平成25年度と26年度と教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○下水道課長補佐（山崎禎三君）

申し訳ありません。

単価については今こちらに資料を持ってきておりませんので、ちょっと。

公表ではないんですね。

ただ、一昨年と昨年で申し上げると、10%から15%ぐらいの増加の傾向にあると
いうふうなことで、その分が他の発注工事にも、絡んできているところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません。

同じページの水洗便所改良資金利子補給金っていうのがどんなものになるのか、教え
てください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

こちらに関しましてはですね、まだ下水道に接続をされてないお宅の水洗化の工事を
行うにあたりまして、その工事費用をですね、上限を90万円といたしまして、銀行か
ら借り入れしていただくと。

その借り入れたお金の返済をするに当たって、その利子分を、こちら、下水道課の方
で負担するというものでございます。

26年度の支出といたしましては5万6,026円を計上させていただいております
が、こちらの内訳といたしましては、22年度に借入をなさった方1名、24年度に借
入をなさった方3名、25年度に借入をなさった方3名の7名分の利子の補給をした部

分となっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ではその、今、水洗化される方にされるっていうことだったんですけど、だいぶ水洗化も進んでるかと思うんですけど。

あと残り何件とかいうのが、お分かりだったら教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

水洗便所への改造されるにあたってではですね、まだ今の現在段階で、未水洗化世帯の台帳の作成段階にございまして、地形上どうして下水管接続できない方ですとか、御自身のですね、ちょっと金銭的な問題で繋げない方みたいな形でですね、各リストを作りまして、整備を図っていこうという段階にございしますが、平成27年度の中ではですね、現在3名の方の、・・・補給の申し入れがあっている状態にあります。

以上です。

1世帯ほどまだ残っております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

元に戻っても構いませんけども、決算書での3、4ページが附属書類の19、20ですね。

ここが、ちょっと関連するところなので、ここまで、質疑を行いたいと思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと教えてください。

長与地区処理区吉無田地区下水道管路施設改築実施設計業務委託ということで、これ、実績を26年にやられたということで、27年に、実際の施行されるのかということと、その調査した結果ですね、この実設計で、要は不明水の対策と思うんですけども。

大変その、不明水は心配してるところにございしますが。

いくらか更正かが見込めるだろうなという思いでされるのか、お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○下水道課長補佐（山崎禎三君）

今、御質問がありました件につきましてですが、国の方に、昨年度の10月にですね、

長寿命化計画ってことで、進達しております。

その分につきまして、この区間においてですね、本管部分については、3スパンと。非常に、更正で対応というふうな判定にあったのが3スパン。でございます。

ほぼほぼ、100メートルないかっていうぐらいの数量でございます。

ただ、人工につきましてですね、腐食が見えられると。

その分についての対応っていうのが、5カ所ございまして、こちらの方、両方合わせてですね、あと、それに付随する分につきましてですね、今年度と来年度で、一応終わらせましていうふうな協議内容になっております。

ただ、今年度ちょっと補助金が見つかなかった関係もございまして、若干の数量調整は必要かなと思っております。

今、発注準備をしております。

で、もう一つ、不明水についてなんですが。

エリア別けをしてですね、例えば、夜間の午前2時とか、それぐらいの時間に一番使用量が少ない時間の晴れと雨を・・・中を調査していくっていう、以前からずっと粛々とやってきておまして、26年度についてもですね、その結果で、浸入水が見込まれたところについてはですね、・・・地区も数カ所と、丸田地区を見つけたところについては随時水道工事、修繕ですけど、そういったのを発注してですね、ちょっとずつ追いかけてながら対応をしているところでございます。

で、なかなか、今年度はちょっと雨が多い、昨年度はどうだったかというのはあまりよく覚えてないんですが、条件が全く一緒ではないので、なかなか数値として、早く表れてくれればいいのに、とは思っておるんですが、ちょっとその辺がちょっと悩ましいところでございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

続いて質疑を行います。

決算書の5ページ、6ページでも構いません。

質疑があればお願いします。

それでは、決算書の7ページ8ページまで質疑はありませんか。

それでは、決算書の9ページ10ページまで。

と附属書類も全部、固定資産明細書、企業債明細書含めて。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

えっとですね、附属書類の18ページのですね、ちょっと元に戻るんですけど、委託料の運転管理業務ですね。

これはずっと随契で、僕はもうだいたい9年ぐらい続けて、お願いをしてきてるんですけどもね。

1社でずっと随契で、続けて、協和機電という会社がやってるんですね。

これはやはり平等性、公平性から見て、やはりその入札をやってすれば、いくらか金額が下がるんじゃない。

かなり金額大きいもんですからね。

この辺は毎回視聴しとって、毎回の回答が、毎日の、結局その。

これ浄水もあてはまるんですけどね。

上下水道一緒なんですけど。

要は毎日のことだからなかなか変えづらいという話であって、今マニュアルをずっと作成して、その部分について入札を実施するというふうな、回答がずっと出てきてるんですね。

今回、それがどれくらい進んでるのかっていうのが一つ。

ということ、とね、あと監査の意見書の中にですね、今後のその下水道の料金の値上げですね、これについて今検討されてるのかどうか。

今原価割れしてるわけですよ。

これはね。

ですからそれについての2点、ちょっと質問させてください。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

御質問の浄化センターの運転管理ということなんですけど、現在、これまでずっと随意契約で協和機電工業とやってきております。

この委託費が高い低いってというのは、別としまして、私的にはですね、全国の下水道年報等の、同じ規模等の処理場を比較しましてもですね、高くはないかなというふうに一つは感じております。

しかしながらですね、全国的にこの包括民間委託っていうのが今言われてきておるわけですね。

トータルで全部お任せしようというような形で、現在のところ薬品費とか、動力費ですね、そして諸々の諸経費、これについては、行政側が買い与えてですね、必要量をやっておるわけです。

そういうことで、包括民間委託のこの導入の可能性をちょっと検討、やっぱり、専門家の手を借りてですね、可能性をちょっと検証しようということですね、27年度で、そういう業務委託を発注しております。

これについてはですね、やっぱり総民間委託包括をすることによって、やっぱり職員等の手も煩わせてる業務がですね、身軽くなったりするんですね、いい方に傾かんか

というふうには私も、考えております。

それをやってみてですね、検証をやってみて、効果があるということで判断ができるという、そういう材料がですね、検討結果、出てくればですね、やっぱりやるべきだということで、その導入効果を判断してですね、そして、いけるということであれば今度は民間委託のどういう形で、民間包括を持っていくかっていうのをですね、具体的に検討して、そして、やるべき民間委託を図っていくと。

そういう手順で。

今、実際に、いけるかどうかの判断を今してるところでございます。

以上です。

もう1点の、料金の値上げでございますが、減価割れは若干しておりますけど、今の料金体制の中でですね、やっていきたいと考えております。

一つは、不明水対策ですね。

これをですねやっぱりこつこつとやっていって有収水量を上げるということで、クリア出来ていくんじゃないかというふうに考えております。

ですので、今後はこの不明水対策にですね、もっと力を入れて、そして湧水率を上げていきたいというふうに、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

後者の件についてはね、一応理解しました。

前者の分についてはね、やはりその1社、先ほどね、いろんなその民間委託にするのか、否か可かというふうなことで判断を今されてるようですけど。

基本的に僕が申し上げてるのは、民間にね、委託してるのがずっと1社っていうのは、どこからも見てもね、あまり公平性に欠けるなという感じがすると。

そして、これはね、もう10年ぐらい前から僕は申し上げてるんですけど。

いって1年目ぐらいぼっと下がったんですね。

なぜか。

そういう経過もあります。

それは企業努力をされたんじゃないかなということで、私達も認めてるんですけどね。

それについての、今質問なんですね。

それについてもう少し回答いただけないかと。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

竹中委員がおっしゃることはもちろんそうだろうと。

そういうふうに理解します。

この一社が何年もですね、引き続き随契でっていうのは、やっぱり第三者の目からすれば、ああという懸念があるだろうと思います。

そういうことですね、全国的にその包括という形で、こうなれば数年契約になるんですね。

その導入をどうやって図っていくかということで、その導入の可能性をですね、恐らく、プラスの方に転ずるのかなとは、思っております。

この結果を踏まえてですね、包括という形で、そうなれば、複数社が選定対象となつてですね、そして、指名競争になるのか。

或いはそのなんていいますか。

プロポーザル方式か、いろんなその選定の方式があると思います。

それらを検討してですね。

そして、このまま一社ずっとということが、そういうことによって解消されてくる、と思っております。

近いうちにですね、そういう形にもっていけるだろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

誤解をされとったら困るんですけど、今やってる会社もね、大変素晴らしい良い会社なんですよ。

ただ私が申し上げてるのは、あまりにずっとね、・・・20年もね、25年もあつてるから、そういうことで、少し皆さんにね、透明性を図るために、そういうこともやった方がいいんじゃないかということの助言ですので、誤解されないよう。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

えっとですね、処理場費の中の委託料、ですね、この中の運転管理業務は、どちらの方に委託してるのか。

またあの汚泥の運搬費と処分費を幾らぐらいなのか。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

運転管理委託につきましては、協和機電工業でございます。

それから汚泥の処理。

これについては、西彼町のハラサンギョウの産廃処理の方に、運搬処理をしております。

す。

で、運搬に係る費用としてはですね、ちょっと正確にはあれですけど。

700数十万円の運搬費用だったと思います。

そして産廃処理量としましては、立米当たり、税抜きの、トン当たり、1万2,000円でございます。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

それは処分費もハラサンギョウですか。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

失礼しました。

訂正をします。

運搬に係る業務委託はですね、池原操業でございます。

それと、契約額につきましては、税込みの826万2,000円、これに訂正をさしてください。

そして、産廃処理費用、これにつきましては西彼町のハラサンギョウというところに搬出をしております。

トンの1万2,000円。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

先ほど饗庭委員の方から出ました、下水道処理区画内の整備済み箇所未水洗化200とありますけども、そういった中で、確か整備が終わったら、何年以内というルールがあったかというふうに思うんですけども、それが過ぎてる戸数というのは分かるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

えっとですね、この200世帯の地域としては、岡の方がほとんどなのかなと思っております。

で、これで3年以上経過した分についての仕分けは、今、きちっとした仕分けの書類

がございません。

ということで、岡の方も、供用ができるようになって、2年とか、そういう3年ぐらいの、そういうレベルじゃないかなと思います。

この程度しか今答弁できませんが、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

それとも一つですけども、その処理区域外で今何件ほどあるのか、そこも分かればちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

区域外の世帯につきましては、こちらの方は数のカウントがとれておりまして、約70世帯となっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

今、1時間過ぎたんで、そうですか。

僕もまだ質問してないんで。

失礼しました。

15分まで休憩します。

（休憩 14時03分～14時11分）

○委員長（河野龍二委員）

はい、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

では、質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、まず、基本的なところでお伺いします。

決算書の3ページ、4ページの水道局のところ、上下水のところでも、浄水のところでもお伺いしたんですけども、損益勘定留保資金ですね。

ここに出てるのは過年度損益勘定留保資金しか出てませんが、26年度末での損益勘定留保資金がおいくらになるのかですね。

お伺いしたいと思います。

まずはそこをお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

御質問の損益勘定留保資金につきましては、3ページに書いております取り崩し額5,476万8,153円を取り崩した後の残額、過年度分3億2,999万5,357円、当年度26年度分に発生いたしました2億2,891万1,324円を合わせました5億5,890万6,681円が、申しわけございません、それでは、また改めて、過年度分から説明させていただきます。

過年度分の、残額といたしまして、当年度取り崩した額を差し引きまして、3億2,999万5,357円、過年度分の残高として残っております。

続きまして、26年度に発生いたしました当年度分の残高になりますが、2億2,891万1,324円となっております。

こちら二つの過年度分と当年度分を合わせました26年度末残高が、5億5,890万6,681円となっております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、それで今度決算書のですね、5ページ6ページ、中心は6ページですね。

キャッシュ・フローの考え方をですよ。

ちょっとその基本的なところで申しわけないんですが、なぜこのキャッシュ・フローというふうなのが決算書のですね、資料として出すようになったのか、部分も含めてですね、この会計制度っていうか、が変わった部分があったと思うんですけども。

それで、そこを少し教えていただきたいというふうに思います。

○副委員長（分部和弘委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

議員御質問の件につきましてですが、今から私が説明させていただく、内容で、議員の御質問なされている部分を全て満たすことができるかは、ちょっと、あれなのですが。

6ページにキャッシュ・フロー計算書が載っておりますが、その左側の5ページに損益計算書が載っております。

営業費用の（4）減価償却費を見ていただくとわかるんですけども、こちら費用として計上はされておりますけども、実際の現金の支出を伴うものではございません。

右が、その損益計算書のですね、隣にキャッシュ・フロー計算書の方を見ていただきますと、この項目で上がってる部分でですね、現金の支出を伴わないものも入ってはい

るんですけども、年間の経営を通じまして、どれだけ1番下段のですね、期首から期末にかけて、現金として幾ら増加したのかということを表す為にですね、付けているのがキャッシュ・フロー計算書ではないかと。

そちらの現金の増加を追加したですね、資金期末残高というのが6ページの、次のですね、すみません。

3ページ後の貸借対照表のですね、番号2番、流動資産、現金預金の欄と合致すると。

1年を通じての、その現金の流れをこう示したものがキャッシュ・フロー計算書を作成を義務付けされた趣旨とまでは申しませんが、その意義と言いますか。

そういった意味で、この書類を作成しているものであると考えております。

以上になります。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し、分かったような分からなかったようなところがありますけども、今ので少し理解したいというふうに思います。

続いて決算書の7ページ8ページのですね、剰余金ですね。

この剰余金も、2年ほど前から剰余金の処分の計算を、処分をするということですね、あります。

この剰余金の処分についても、その、これまで2年前ぐらいまではそれがなかったということで、ずっとこう会計年度で、それが、何といいますかね、その過年度利益でずっとこう上がってきていたのかなというふうに思うんですけど、この剰余金の処分についての考え方をですね、少し、何故こういう会計をするようになったのかということもちょっと含めてお願いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

はい、その点につきましては、議員がおっしゃるようになりますね、旧法では企業債の償還に充てる為に減債積立金から取り崩しを行った場合には、その額を組み、自己資本の方へ、組み入れることが義務化されておりましたので、特にですね、こちらの点につきましてその案として挙げてですね、記述をいただく必要はなかったという点が1点と。

減債積立金の積立に関しましても、全額ではないのですが、一定の割合を積むようにという方で決まっておりましたので、そちらの点に関しては、議決が必要なのではないかと思います。

どういった意味あいでの減債積立金であったり、資本金への組入を行っているのかということですが、下水道事業の費用といたしまして、その企業債の償還金というのはその費用の大部分を占めているものでございます。

26年度末残高といたしましてもまだ31億は残っているという形であると。

そうやってきた場合にですね、利益が出た分に関してはその費用の大きな部分を占めている企業債償還に充てるために、減債積立金へ積んでおくのが、使途としてですね、目的にかなっているのではないかと。

資本金への組入に関しましても、義務化はなくなったのではあります、消費しやすい現金がですね、よそに流出することがないように、自己資本や組入で、資産価値を高めていくという目的の元、この組入れを行っているの、行っているということになります。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、そうすると今回の減債積立に対する基金の根拠ですね、資本金へ組み入れた根拠。

があれば、いわゆるこの金額、剰余金をそれぞれにこう、処分をしてるわけですね。減債積立へに回す分と、資本へ回す部分ということで。

そのこの数字の配分の理由ですね。

あれば、教えていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

その点につきましては、処分計算書案の右上8ページの方にですね、まずその、資本金への組入れ額からなんですけども、組入れ額と同額といいますか、減債基金から取り崩した額がそのまま資本金への組み入れを行っている。

これはその旧法の趣旨に基づいてですね、同額、義務化はなくなったんですけども、前からの例と言いますか、に倣って同額を組み入れている。

で、減債基金への積み立て2億1,668万1,713円に関しましても、過去の例に倣いまして、当年度に出た純利益はですね、そのまま減債金積立金の方へ積み立てを行っているという形でございます。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

次はその附属書類のところちょっとお伺いします。

16ページの会計のところの、先ほどもちょっと質問があった部分かと思いますが、公共下水道の長寿命化計画ですね。

これが、一つは、協定というふうな形です。

で、中身について基本設計での協定というふうな形になってますんで、これ、いわゆる協定となると、何らかの約束事をして、それが達成するまでこうした対応をしていくというふうな形で捉えていいものなのかどうなのかですね。

その辺はいかがでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、原口課長補佐。

○下水道課長補佐（原口哲也君）

そこに書いてありますとおりに、協定の相手は日本下水道事業団です、日本下水道事業団というのは、国が元々ですね、いろんな法律を決めて、各市町村の下水道の普及をする為に手助けをするというふうな機関を作ったというようなことで、今ある団体なんですけども、法律で決められた団体ですので、他のもので、一般的な営業をやっている会社以上にですね、市町村に対して協力度が高いというようなことで考えられておりますので、契約ではなく協定という形です、契約以上の縛りをつけて、確実に最後まで、お手伝いをしていただけたというようなことが趣旨です、下水道事業団とこういったその契約を結ぶ場合は、協定という形です、市町村とは、やりますというふうなことで決まっておる、ということですので、下水道事業団と行っているこういった契約の締結は、協定書という形でやっているということになっております。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、そうするとこれは、年度の期間があるんですかね、何年度から何年度まで。

例えばこれ26年に協定を結びましたので、何年度までというふうな、そういう縛りがあるのか、そこら辺まで含めて。

内容が少しく、おおよそ中身で想定されるんですけども、要は管路の老朽化だとかという部分の対策をとるといふふうな、あと施設の設備ですね。

の対策をとるといふのが想定されるんですが、少し具体例を挙げて、どういうものがそういう対象になるものなのかですね、ちょっと教えていただければと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

原口課長補佐。

○下水道課長補佐（原口哲也君）

浄化センターの長寿命化計画につきましては、平成26年度はですね、平成25年度から大体、日本下水道事業団と協定を結ばせていただいてやっております。

ただですね、今、複数年度の契約をする為には、複数年度をかけるという事業でなければいけないので、計画を立てるだけでしたら、単年度で済みますので、25年度は、長寿命化計画を立てるための調査を協定を結んでおります。

今回の決算で行っておる部分につきましてはですね、調査が済んだ上で、それを具体的にどういった計画にするかということで、大まかな計画書を作っていました。

この計画書を作ってですね、これを九州整備局の方に提出し、九州整備局が受理した段階でですね、長寿命化計画が、国補助金の対象になるという制度になっております。

そこでですね、今後のこととなりますが、提出している状況といたしましては、27年度につきましては、詳細な設計をし、28年度以降ですね。

本格的な工事に入っていくと、というような予定となっております。

それを、平成32年度まで、27年度の設計からですね、32年度までの6年間を今九州整備局の方に提出をしております、それが受理されておりますので、32年度までは、長寿命化の計画に沿ってですね、国庫補助金を貰うことができるということになっております、6年間の今のところの総額予定ですが、5億3,753万円の金額を提出をしております。

来年度ですね、詳細な設計等によりまして、金額の変動はあるかと思いますが、内容につきましては現在、この程度は、国の方が補助をします。

事業費ですので、実際は2分の1。

先ほど言いました5億3,753万の2分の1程度が、補助金でくるんじゃないかというふうなことで考えております。

勿論、使ってるうちにずっと壊れてきますし、耐用年数もずっと追っかけてきますので、この仕事は、ある程度止まらずに一定の期間までやる必要があるというふうなことがありますので、32年度まで6年間がですね、うまくいった場合には、あと残り3年間程度を想定をしている計画を立てております。

それを合わせますとですね、9億9,721万円程度の金額を今のところを見込んでおります。

ただ現状はですね、結構壊れてきますし、補助金も付くかどうかというふうなことがありますので、そういったことで、やるということですので、下水道事業団さんとは、平成32年までは、お付き合いが出てくるというふうなことになるかと思っております。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にちょっとしたと思うんですけども、その契約金額ですね、今の説明で聞くと、いわゆる長寿命化計画、基本設計を作るのに820万の契約金額がかかるということで、非常にこの、基本設計をする、なんか工事があるのかなと思ったらそうじゃなくて、あくまでも基本設計にかかる費用だということで、ちょっと高額じゃないかなというふう

に思うんですけども。

これは金額が、果たしてどこから出たものなのかですね。

どういう理由なのか。

ちょっとそこら辺が分かれば、教えていただきたい。

どうしてもやはりこの今のお話から聞くと、この日本下水道事業団を活用しないと今後の国の補助金だと、補助対象の問題だとか出てくるような話も聞きますんで。

言葉は悪いかもしれませんが、言い値ですね、これだけですよというふうな言われて、契約をしなければならぬものなのかどうかですね。

それともきちっとこの精査された契約の・・・になってるものなのかどうか。

ちょっとそこら辺の見解があれば伺いたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

この下水道事業団にこういう形で再構築の長寿命化計画の策定を依頼しておりますが、策定にあたってはですね、30有余年この経過した各いろいろな設備があるわけですね。

この健全度判定っていうのをですね、ずっと調査をして、そして拾い上げて、これが最終的に、健全度がその行き着く年度までには、だめよというやつをですね、今度更新していくというふうな作業で、いろんなその調書を作っていくわけなんですけど。

それについての、手助けをするというような形でこの下水道事業団があります。

この下水道事業団はそういう作業をですね、別の専門コンサルタントに委託するわけですね。

そして、自分達のノウハウ等橋渡しをするという、そういう手数料がですね、ここに乗せになった費用という形でくるものですから、直でコンサルタントに発注する分と違ってですね、乗せされたその計算方法っていうのは、きちっとした算定根拠があるんですけど。

そういう形でですね、事業団に依頼をしてるという形になります。

だったら、直接やればいいやないかというお話もありますけど、我々もですね、専門的なことを兼ね備えてるわけではないものですから、やっぱりこの事業団の技術力を借りてというようになっていくんじゃないかと思います。

以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

よろしいですか。

質疑を終了しても大丈夫ですかね。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第61号のうち、剰余金の処分についての討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号のうち、剰余金の処分についての採決をします。

本案のうち、剰余金の処分について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業の決算認定について討論を行います。

まずは、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号のうち決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

お疲れ様でした。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日は委員会を散会いたします。

どうもお疲れ様でした。